

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

II 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設

○自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が該当世帯に被災者生活再建支援金を支給する経費に対し、県が補助金を交付する制度を創設したことにより、その旨を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章		修正案
■風水害等編	第 4 編 第 4 章	被災者等の再建等の支援	P116
■地震・津波編	第 4 編 第 5 章	被災者等の再建等の支援	P234

■風水害等編

第 4 編 第 4 章 被災者等の再建等の支援

修正前	修正後
<p>第 2 節 被災者への経済的支援等</p> <p>第 5 被災者生活再建支援金 この際、市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を事前に受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>(追加)</p> <p>2 交付対象者及び支援金の交付額等 法施行例に定められた被災世帯であり、「長久手市被災者生活再建支援交付要綱（以下「要綱」という。）第 2 条に定められた者を交付対象者とする。また支援金の</p>	<p>第 2 節 被災者への経済的支援等</p> <p>第 5 被災者生活再建支援金 この際、市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を事前に受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p><u>また、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市として当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費の一部を県費補助金から助成を受ける。</u></p> <p>2 交付対象者及び支援金の交付額等 法施行例に定められた被災世帯であり、「長久手市被災者生活再建支援支給要綱（以下「要綱」という。）第 3、第 4 に定められた者を交付対象者とする。また支援</p>

修正前	修正後
<p>交付額及び手続きは、<u>要綱第3条</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>金の交付額及び手続きは、<u>要綱第5、別表1、別表2</u>に定めるとおりとする。</p>

■地震・津波編

第4編 第5章 被災者等の再建等の支援

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

2 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

○地域の防災関係者間で日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、県、市町村が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進	P11
■地震・津波編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進	P133

■風水害等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

修正前	修正後
<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>第1 自主防災組織の育成</p> <p>このように、災害発生時において自主防災組織の果たす役割は大きく、市は、「長久手市自主防災組織設置要綱」に基づき、地域住民及び事業所からなる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成指導を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>また、平時から防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>第1 自主防災組織の育成</p> <p>このように、災害発生時において自主防災組織の果たす役割は大きく、市は、「長久手市自主防災組織設置要綱」に基づき、地域住民及び事業所等からなる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成指導を図る。</p> <p>市は、<u>自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p>また、<u>日頃から、地域の防災関係者間の連携をとることが重要であり、</u>平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。</p>

■地震・津波編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第3編 第4章 応援協力・派遣要請	P63
■地震・津波編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進	P188

■風水害等編

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

修正前	修正後
<p>第4節 ボランティア等の受入</p> <p>災害発生時の応急対策活動を行うにあたっては、多くの人員が必要となり、市の労力だけでは、十分対応できないことが予想される。その際には、ボランティア団体等の協力及び労務者の雇用が必要となるため、その受入れ及び雇用方法について定める。また、市は社会福祉協議会とボランティア活動に関する協定を締結するなど、関係機関との連携を深めるよう努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 ボランティア等の受入れ</p> <p>災害発生時の応急対策活動を行うにあたっては、多くの人員が必要となり、市の労力だけでは、十分対応できないことが予想される。その際には、ボランティア団体等の協力及び労務者の雇用が必要となるため、その受入れ及び雇用方法について定める。また、市は社会福祉協議会とボランティア活動に関する協定を締結するなど、関係機関との連携を深めるよう努める。</p> <p><u>この際、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等ボランティア団体と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開できるよう努める。</u></p>

■地震・津波編

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

1 予想される水害の危険性の周知

○水防法の改正に伴い、市は、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険性を住民等に周知させることになったため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第2章 水害予防対策	P15

■風水害等編

第2編 第2章 水害予防対策

修正前	修正後
第1節 河川予防対策 (略) また、市が公表する洪水ハザードマップ（防災マップ）の作成にあたり、県が提供する想定浸水情報を活用する。 (追加)	第1節 河川予防対策 (略) また市が公表する洪水ハザードマップ（防災マップ）の作成にあたり、県が提供する想定浸水情報を活用する。 第1 予想される水災の危険の周知等 <u>市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。</u>

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市長への報告及び訓練の実施を行うことになったため、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第3章 土砂災害等予防対策	P18

■風水害等編

第2編 第3章 土砂災害等予防対策

修正前	修正後
<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>第3 要配慮者利用施設における措置</p> <p>(追加)</p> <p>第9章第2節第1「社会福祉施設等における対策」による。</p>	<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>第3 要配慮者利用施設における措置</p> <p><u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、以下の事項をしなければならない。</u></p> <p>1 <u>計画の作成</u></p> <p><u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告</u></p> <p>2 <u>訓練の実施</u></p> <p><u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</u></p> <p>第9章第2節第1「社会福祉施設等における対策」による。</p>

3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、市は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができることとされたため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第3章 土砂災害等予防対策	P18

■風水害等編

第2編 第3章 土砂災害予防対策

修正前	修正後
<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>第1 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p>土砂災害危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>第1 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p>土砂災害危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。</p> <p><u>1 施設管理者に対する支援</u></p> <p><u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p> <p><u>2 市長の指示等</u></p> <p><u>市は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p>

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

- 「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的な区域を設定することや立退き避難を原則とすることとしたため、必要な修正、記載の追加を行う。

<主な修正箇所>

種類	編・章		修正案
■風水害等編	第2編第8章	避難行動の促進対策	P28
■地震・津波編	第2編第6章	避難行動の促進対策	P153

■風水害等編

第2編 第8章 避難行動の促進対策

修正前	修正後
<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>内閣府「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」に基づき、長久手市における避難勧告等に関する情報の提供について「長久手市避難勧告マニュアル」を作成している。</p> <p>第1 避難勧告等の発令基準等についての留意事項</p> <p>避難の勧告・指示（緊急）を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報・水位情報周知河川の警戒など、<u>具体的・客観的な内容であらかじめ設定できるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>内閣府「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」に基づき、長久手市における避難勧告等に関する情報の提供について「長久手市避難勧告マニュアル」を作成している。</p> <p>第1 避難勧告等の発令基準等についての留意事項</p> <p>避難の勧告・指示（緊急）を発令する基準について、降水量や河川水位など、<u>いざというとき市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定できるよう努めるものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第6章 避難行動の促進対策

- ※ 風水害等編と同様の修正を行う。

V 市の取り組み等に係る修正事項

1 消防の広域化に伴う修正及び記載の追加

○平成30年4月の消防の広域化に伴い市の消防本部から尾三消防組合長久手消防署に変更となったことに伴い必要な修正及び記載の追加を行う。

＜主な修正箇所＞

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第1編 第3章各機関の処理すべき事務又は大綱他	P7
■地震・津波編	第1編 第5章各機関の処理すべき事務又は大綱他	P130

■風水害等編

第1編 第3章 各機関の処理すべき事務又は大綱

修正前	修正後
<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6 指定地方公共機関等</p> <p>(追加)</p> <p>[一般社団法人東名古屋医師会]</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6 指定地方公共機関等</p> <p>[尾三消防組合]</p> <p><u>1 正確な情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>2 火災等発生防止に関する広報を行う。</u></p> <p><u>3 火災等防除のための警戒活動を実施する。</u></p> <p><u>4 迅速な救急救助のための体制をつくる。</u></p> <p><u>5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u></p> <p><u>6 防災活動に協力する。</u></p> <p><u>7 水防、消防、浸水活動対策を実施する。</u></p> <p><u>8 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、設備の整備を行う。</u></p> <p>[一般社団法人東名古屋医師会]</p>

■地震・津波編

第1編 第5章 各機関の処理すべき事務又は大綱 他

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2 長久手市避難行動要支援者対応マニュアルの修正に伴う記載の整理

○消防の広域化に伴い長久手市避難行動要支援者対応マニュアルを修正したことに伴い必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P33
■地震・津波編	第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P158

■風水害等編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>第3 避難行動要支援者対策</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(5) 支援団体への事前の台帳情報の提供 市が取得した個人情報を提供する範囲を以下のとおりとする。</p> <p>ア 市</p> <p>イ <u>消防本部・消防署</u></p> <p>ウ 民生委員・児童委員</p> <p>エ 社会福祉協議会</p> <p>オ 地域包括支援センター</p> <p>カ 自主防災組織</p> <p>キ 自治会連合会・区会</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>第3 避難行動要支援者対策</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(5) 支援団体への事前の台帳情報の提供 市が取得した個人情報を提供する範囲を以下のとおりとする。</p> <p>ア 市</p> <p>イ <u>長久手市民生委員・児童委員協議会</u></p> <p>ウ <u>長久手市社会福祉協議会</u></p> <p>エ 地域包括支援センター</p> <p>オ 自主防災組織</p> <p>カ <u>まちづくり協議会</u>・自治会連合会・<u>区・区会</u></p>

■地震・津波編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。